

小布施町保育所運営審議会会長 様

小布施町長 大宮 透

諮 問 書

共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴い、未満児の保育ニーズが増加し、多様な保育サービスの充実が求められています。

こども家庭庁では、「こども未来戦略」に基づき、就労要件を問わず柔軟に教育・保育施設等を利用できる新たな通園給付制度「乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）」が創設され、令和8年度から全国の市町村で受入が始まります。

また、長野県においては令和6年度から、国の制度では対象とならないこどもの保育料を軽減する長野県保育料軽減事業が開始されました。

このように、日々大きく変化する国や県の子育て支援施策に関する状況を踏まえ、当町の今後の保育行政における下記事項について、小布施町保育所運営審議会条例第2条第1号第1項の規定によりご審議いただきたく、諮問申し上げます。

記

- (1) 利用者負担額(保育料)に関する規則の整備について
- (2) 乳児等通園支援事業について
- (3) ファミリーサポートセンター事業について
- (4) 町立保育園における主食の提供について